議案第70号

通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定期間の延長について

次のように指定管理者の指定期間を延長するものとする。

令和5年9月7日提出

山都町長 梅田 穰

- 1 指定期間を延長 通潤橋史料館、山都町物産館虹の通潤館 する公の施設
- 2 指 定 管 理 者 山都町下市184番地1 一般社団法人 山都町観光協会 代表理事 山下泰雄
- 3 指定期間の延長 現行、平成31年4月1日から平成36年3月31日 (令和6年3月31日) を平成31年4月1日から令和8年3月31日とする。

(提案理由)

平成30年12月山都町議会定例会において同月12日に可決された議案第74号の「指定管理者の指定について」における通潤橋史料館及び虹の通潤館の指定管理者の指定の期間を延長するに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。